

充実残額計算

10秒でわかる カンタン計算方法

2転3転して、充実残額計算の「特例適用」が全法人に適用することが決まりました。貸借対照表、資金収支計算書だけから見る「10秒でわかる カンタン計算方法」をご紹介します。

認定こども園は、先手必勝

待機児童が
まだ存在して
いるから...

幼稚園の
ニーズがない
から...

幼稚園団体
の反対で...

さまざまな理由で、地方行政は認定こども園への移行をしがっています。

平成27年に始まった現行の認定こども園制度の移行特例は5年です。つまりあと2年で終わってしまいます。どうするか、準備だけしておく必要はあると思います。

認定こども園には、幼保連携認定こども園、保育園型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園などがありますが、最終的には「幼保連携認定こども園」に帰結するのではないのでしょうか。

将来の保育料無償化が大きな引き金になるのではないかと考えられますが、厚労省、文科省の枠を超え、家庭こども省の創設なども視野におくと、幼児教育と保育の一本化が浮かび上がります。その時、現状の認定こども園の最低基準なども取っ払われる可能性もあります。

ようするに、国として幼児教育・保育を一本化することに重点が置かれるとされます。

移行時特例だからこそなのか、現在はおおむね収入が増え、こどもも増え、認定こども園に踏み切ってよかったという現場の声をききます。

ある兵庫県の保育園が平成27年に幼保連携こども園に踏み切った実例です。

定員150名でしたが、実数は減るばかりで、平成27年以前の数年は120名程度でした。1号定員を15名に設定し、1年目は、おおむね1号認定は2号からの移行でしたが、2年目は、地域に認知され、ほとんど外部からの応募でいっぱいです。いかに収支が改善できたか3年の推移を見てみましょう。

(事業活動計算書)

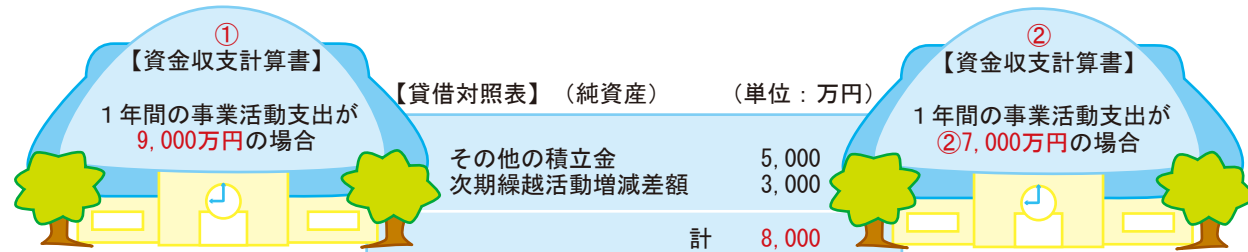
	保育園	認定こども園 (1年目)	認定こども園 (2年目)
年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保育事業収益	1億1,634万円	1億4,040万円	1億5,795万円
人件費	8,375万円	8,993万円	1億 6万円
当期活動増減差額 (経常利益)	△586万円	1,633万円	2,207万円
積立金積立		500万円	1,600万円

保育園であった平成26年度は定員も下げてもらえず前途多難でした。

平成27年度に認定こども園がスタートしてから地域の評判を呼びました。

平成28年度はチーム保育士加算、3歳児配置もフルマークで増収増益となりました。

- * チーム保育士加算
認定こども園の特長で、職員配置において最低基準を上回れば余剰人員は人件費がかかるという概念を変え、チームの一員としてチーム保育士加算の対象となるもので、1人につき年間500万円以上の加算になります。
- * 児童養護施設は、職員配置が4対1になれば、かなりの収入増になります。認定こども園も児童養護施設も、人材募集が経営のかぎともなります。



①のケース
【貸借】8,000 < 【資金】9,000
(お金は残っていません)
OK!

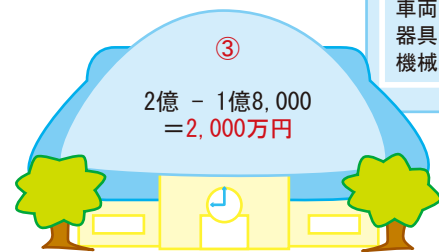
活用財産 (収益を上げている)

②のケース
【貸借】8,000 > 【資金】7,000
(お金が残っています)

②のケース
(お金が残っている場合)は、さらに次の計算が必要です。不動産等のうち自前で購入したもの(借入金、寄附金、補助金を除く)を除去できます。

【貸借対照表】

資産=不動産等		借入金・寄附金・補助金	
未収補助金	2億	設備資金借入金	③1億8,000
土地		基本金(3号除く)	④1億9,500
建物		国庫補助金積立金	
構築物			
構築物			
車両			
器具及び備品			
機械装置			



③のケース
②7,000 + ③2,000 > A8,000
(お金は残っていません)
OK!



④のケース
②7,000 + ④500 < A8,000
(お金が残っています)

さらに(お金が残っている場合)は、本来の控除が必要になります。不動産等のうち自前で購入したもの(借入金、寄附金、補助金を除く)を除去できます。

- 自己資金で購入した不動産 ④
- 再生産に必要な資金
減価償却累計について
建物 22% (建築費の上昇率を加算)
修繕 30% (過去の修繕費を除く)
器具備品 100%
- 3ヶ月分の事業支出
1~3を活用財産から控除する本来の一般式を使わざるをえません。